

「人口減少克服・地方創生」に向けて

我が国は本格的な人口減少社会に突入し、今後は加速度的に人口が減少することが見込まれる一方で、東京都の転入超過数は3年連続で増加するなど、東京一極集中はさらに加速しているのが現状である。

こうした中、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

「人口減少克服・地方創生」に向けて、地方自ら、地域が直面している課題を考え、従来の施策に加え創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地方づくりを進めると同時に、国においては、東京一極集中を是正するための強力な政策の推進、とりわけ地方への新しい人の流れを作り出す、あらゆる機能の地方移転を進めるべきである。

中国地方知事会は、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進のため、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について強く求める。

1 地方への分散のために

(1) 「地方」への移住・定住

地方居住の魅力をPRする継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住者の住まいや就職等に対する支援、移住相談窓口の充実など、地方が取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

(2) 企業の地方分散

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力ある地域を創出するため、国は、企業の本社機能の東京圏から地方への移転を、数値目標を設定して促進すること。

また、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目するなど、地方拠点強化税制の拡充や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、「各省庁の政府関係機関の少なくとも2割を移転」とするなど、政府関係機関の地方移転を促進するため数値目標を設定し、自ら率先して、確実に移転を実現すること。

その際、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすこと。

また、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うこと。

併せて、東京一極集中是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものではなく、今後も国家戦略として、政府関係機関の移転募集を継続すること。

(4) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の 신설や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(5) 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想については、受け入れ側となる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念が示されており、また、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、制度改革に向けた提案も行われていることから、これらの意見・提案を十分に踏まえ、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

若者がそれぞれのライフプランを描き、希望するものがその希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、結婚・妊娠・出産・育児・教育の切れ目ない支援、制度づくりを進めるとともに、国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開などにより社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

3 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。

(2) 観光関連産業の振興

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、新規就業者の確保・定着、経営感覚に優れた経営体の育成、6次産業化、輸出拡大への支援等、農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

(4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、地方創生関連予算として措置

されているところであるが、こうした取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

4 人口減少克服・地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、それに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合的な取組を継続的に実施

する必要があることから、平成28年度以降における地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地方が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、今年度の国補正予算での検討も含め、思い切った拡大を図ること。

加えて、制度の創設に当たっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度から確実に措置するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

5 地方自らが創意工夫を発揮するために

(1) 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

また、昨年度の検討の結果、「平成27年中に検討を行う」などとされている提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が実現するようスピード感を持って取り組むこと。

さらに、ハローワークについては、国と地方による一体的実施や特区制度の成果・課題を速やかに検証し、地方への移管を早期に実現すること。

なお、「国家戦略特区」・「地方創生特区」について、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

(2) 地方創生を支える基盤の整備

高速道路のミッシングリンクや暫定2車線区間の解消等をはじめとした地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成や、港湾機能の強化や空路の充実、鉄道の高速化など人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政